

件名 介護保険の保険料及び利用料の軽減等に関する陳情

提出者 墨田区東向島二丁目十九番十六号

住所氏名 全日本年金者組合墨田支部 支部長 高橋 孝

受理年月日 平成十五年一月三十日 受理番号 第六号

要 旨

一 現在五億円余りある給付準備金の取り崩し、あるいは一般財源の充当等により、現行の保険料(基準額二千五百円)を値上げせず、据え置きを検討してください。また、五段階の区分を六段階又は七段階等に区分化するなど、低所得階層における保険料の軽減を行ってください。

二 保険料の減免措置を講じる場合には、所得や資産の制限など、対象要件の緩和をしてください。また、減免措置は申請主義としているところが多いため、一人暮らしや歩行等の困難な高齢者にとっても、利用しやすくする方途を検討してください。

三 区の利用料減免措置の拡充を図るとともに、低所得者のホームヘルプサービス利用者負担についての特別措置を据え置きしてください。また、東京都の軽減措置については、墨田区から継続と要件緩和を都に働きかけてください。

四 特別養護老人ホームやグループホーム等について、待機者がいなくなるように施設の拡充整備を急いでください。

(理 由)

長く続く不況と、昨年十月からの高齢者医療費の負担増、さらには年金の給付削減等により、高齢者の暮らしは大変苦しくなっています。現在でも、介護保険料及び利用料は大きな負担となっており、これ以上の負担増は耐えられるものではありません。

そのため、都内の各区市においても、半数以上が保険料の据え置きや軽減措置を検討中と聞いています。たとえば葛飾区では、第一段階を基準額に対し〇・四五、第二段階を〇・七、第五段階を二区分にして、所得金額五百万円以上を第六段階とし、一・九五にすることを検討中とのこと。

また、特養ホーム等の基盤整備の遅れのため、長期間入所待ちする待機者が増えており、その解決が急務となっています。

誰もが安心して受けられる介護保険制度となるよう、以上の趣旨をご理解の上、右事項の実現をお願いいたします。

以上